

議案第142号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1 財産の内容

区分	所在	地目	地積（㎡）
土地	琴浦町大字松谷354番1	墓地	189
土地	琴浦町大字松谷565番134	山林	5,412
土地	琴浦町大字松谷637番1	墓地	1,861

2 相手方

琴浦町大字松谷638番地7

上赤碕自治会 代表者 三谷 康二郎

3 理由

上記財産は、琴浦町赤碕財産区が承継した土地であるが、以前より実際の所有及び管理については上赤碕自治会が行っていた土地にあたる。

平成26年11月に、上赤碕自治会が認可地縁団体となり、自治会名義での登記が可能となったことから、自治振興のため譲渡することで合意に至ったことによる。

平成30年12月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和